

令和 2 年 度

東広島市西高屋財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

東広島市監査委員

東 広 監 委 第 1 8 号
令和 3 年 9 月 1 5 日

東広島市長 高 垣 廣 徳 様

東広島市監査委員 水 戸 晃
同 重 河 格
同 奥 谷 求
(公 印 省 略)

決算審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 2 年度東広島市西高屋財産区特別会計歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

決 算 審 査 意 見

第1 審査の対象

令和2年度東広島市西高屋財産区特別会計歳入歳出決算

令和2年度東広島市西高屋財産区特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算
事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

第2 審査の期間

令和3年8月2日から令和3年9月6日まで

第3 審査の着眼点

上記の歳入歳出決算書及びその附属書類は法令に適合して作成されている
か、計数は正確であるか、かつ、予算の執行は適正であるか。

第4 審査の実施内容

市長から送付された歳入歳出決算書及びその附属書類の内容を関係諸帳簿
及び証書類等と照合することにより審査した。また、予算の執行状況につい
ては、例月出納検査の結果等を参考とし、必要に応じて関係職員から説明を
聴取した。

なお、審査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 審査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、歳入歳出決算
書及びその附属書類は、いずれも法令に適合して作成されており、かつ、そ
れらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であるとともに、予算の執行はお
おむね適正であることを認めた。

決算収支は、歳入総額 2,893万円、歳出総額 453万円で、歳入歳出差引額
2,440万円は翌年度へ繰り越している。

歳入の内訳は、財産収入 2,084万円、繰入金 700万円、繰越金 97万円、
諸収入 12万円であり、歳出の内訳は、議会費 354万円、総務費 100万円で
ある。

なお、財産の状況は次のとおりである。

財産の状況表

区 分	令和 2 年度 末 現 在 高		令和 元 年 度 末 現 在 高		増 減	
土 地 (山林を除く)	万	m ² 2128	万	m ² 2128	万	m ² 0
山 林	117	4894	117	5681	△	787
出資による権利	億	万円 1	億	万円 1	億	万円 0
基 金	億	万円 5300	億	万円 6000	億	万円 △ 700
現 金		5300		6000	△	700

(1) 山林

山林は、787 m²を道路用地として市に売却したことにより、当年度末現在高は、117万 4,894 m²となっている。

(2) 基金

基金は、700万円を取り崩したことにより、当年度末現在高は 5,300万円となっている。

注) 1 金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって、合計額と内訳の計が一致しないことがある。

注) 2 面積は、原則として表示単位未満は四捨五入した。

注) 3 基金の年度末現在高は、出納整理期間中の積立て又は取崩しを整理した出納閉鎖期日における基金の現在高である。

第6 むすび

当年度の決算状況は、以上のとおりである。なお、収支内容を精査され、効果的な財政運営に努めていただくとともに、当面執行計画のない剰余金については、基金への編入を検討していただきたい。